

甲賀市冬期湛水管理基本方針

平成27年度10月1日策定

(1) 基本的な考え方

本市は、鈴鹿山系に源を発する野洲川と、その支流である杣川が西流し、鈴鹿山脈、信楽盆地、水口丘陵に囲まれている。河川沿いの比較的広い平坦地には稲作を中心とした農地が広がり、中山間部の棚田や細長い谷あいの奥深くまでの谷津田、山の斜面にある茶畑など、様々な農地が存在し、多様な野生動植物が生息している生物多様性が優れた土地であるといえる。

このため、今後とも安全で良質な食料生産や豊かな自然環境を保持できるよう、生物多様性保全をより重視した農業生産や田園地域・里山の保全を推進する必要がある。

その方法として、多様な生き物の生息地として活用され、また、雑草の抑制や施肥効果につながる「冬期湛水」を推進する。

(2) 冬期湛水の効果

冬期に水田に水を張ることで、微生物や魚類等が生育可能となり、それを捕食する鳥類が飛来し、生き物の生息場所としての機能が高まる。それに加えて田の雑草の抑制、施肥効果もある。

(3) 冬期湛水管理の基準

- ① 冬期湛水は生物の多様性を保全することを目的に実施すること。
- ② 冬期湛水期間において、取水および漏水防止の両方の措置が講じられていること。
取水措置・・・環境用水、沢水やため池から水の引き込み、地下水などからポンプアップなどを確実にできること。
※取水口を開けていても、入水していない場合や、田面が湛水状態にない場合は対象にならない。
漏水防止措置・・・畦畔や畦畔シートの設置などにより、水田における湛水状態を維持すること。
※現地確認にて漏水が確認された場合は対象にならない。
- ③ 冬期湛水は、冬期から春期までの期間のうち、通算で2ヶ月以上の湛水期間を確保すること。
- ④ 周辺農業者への配慮をすること。
冬期湛水により、周辺農業者、土地改良区、自治会等に支障が生じるおそれがある場合もしくは支障が生じた場合には冬期湛水を中止する。

(4) 推進方針の周知

甲賀市冬期湛水管理基本方針を農業者に徹底するため、市ホームページ等を活用して周知を図る。